

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定に基づき下記のとおり告示する。

なお、心当たりのある者は、福祉総務課まで申し出ること。

令和6年6月25日

日立市長 小川 春樹

記

1 本籍（国籍）・現住所	不詳
2 氏名・職業	不詳
3 年齢	不詳
4 性別	不詳
5 身体的特徴	右大腿骨1本（最大長37.3センチ）
6 着衣	無し
7 所持品	無し
8 遺体の発見場所	茨城県日立市東町三丁目12番7号 石川方東南東凶測50メートル先海岸
9 発見日時	令和6年2月19日午前10時45分頃
10 死亡日時	不明
11 死亡原因	不明
12 遺体の処置	日立警察署による身元確認が行われたが判明せず、行旅死亡人として令和6年5月22日（水）午後3時に日立市中央斎場において火葬し、遺骨を日立鞍掛山霊園に保管した。

以上